

「令和5年度横浜市地域子育て支援拠点システム構築業務委託」  
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和5年度横浜市地域子育て支援拠点システム構築業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(プロポーザル関係書類)

第3条 次の各号に掲げるプロポーザル関係書類（以下「関係書類」という。）について、提案者に提出を求める。記載項目、様式などについては、別に定める。

- (1) 提案書
- (2) 機能要件・帳票要件対応表
- (3) 参考見積書
- (4) システム構成案
- (5) 業務実施体制
- (6) 同種・同類受注実績書
- (7) 基準適合一般事業主認定通知書の写し等企業としての取り組みの状況を示す資料
- (8) その他当該業務に必要な書類

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績・保有資格
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) 本市財政への寄与度
- (5) その他の追加提案
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績・保有資格等
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 提案内容の妥当性・実現性等
- (4) 本市財政への寄与度
- (5) その他の追加提案
- (6) その他、当該業務に対する意欲等
- (7) ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

5 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

6 前項により説明を求められたときには、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

|      |   |
|------|---|
| 委員長  | こども青少年局 副局長（総務部長）   |
| 副委員長 | こども青少年局 こども福祉保健部長   |
| 委員   | こども青少年局 企画調整課担当課長<br>こども青少年局 地域子育て支援課長<br>こども青少年局 保育・教育運営課担当課長<br>デジタル統括本部 デジタル・デザイン室担当課長<br>デジタル統括本部 企画調整課担当課長 |

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 欠席した委員の評価は集計に含めない。

6 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和5年2月14日から施行する。